

香川県広域水道企業団府中ダム操作規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月19日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第3号

香川県広域水道企業団府中ダム操作規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団府中ダム操作規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理主任技術者) 第2条 略</p> <p><u>2 主任は、法第50条第1項に規定する資格を有する職員のうちから、企業長が任命する。</u></p> <p><u>3 略</u></p>	<p>(管理主任技術者) 第2条 香川県広域水道企業団広域送水管理センターに、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者（以下「主任」という。）1人を置く。</p> <p><u>2 主任は、担当の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。</u></p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。